



鳥取県公報

平成12年 7月25日(火)
号外第72号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙の実施…………… 1
	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長等の選任…………… 1
	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長が事務を行う場所…………… 2
	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式…………… 2
	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印…………… 3
	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所等…………… 3
◇ 鳥取海区 漁業調整 委員会 委員一般 選挙 選挙長 告示	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人と なるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所等…………… 4

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第77号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了による一般選挙を平成12年8月3日に行うので、同条第5項の規定により告示する。

なお、選挙すべき委員の数は9人である。

平成12年 7月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会告示第78号

平成12年8月3日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第81条の規定により告示する。

平成12年 7月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

(船員不在者投票用投票用紙)

平成十二年執行 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙 船 員 不 在 者 投 票		市 町 村 選 挙 管 理 委 員 会 印
候補者氏名 <small>(名)</small>	意 注 ○ 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。	

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 投票用紙には、投票用紙を交付する市町村選挙管理委員会の印を押さなければならない。この場合においては、市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

鳥取県選挙管理委員会告示第81号

平成12年8月3日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒が使用される投票所が存する市町村の選挙管理委員会又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

平成12年7月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会告示第82号

平成12年8月3日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法(昭和24年法律第267号)第94条第1項において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により告示する。

平成12年7月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

1 投票を行うこととなったとき

- (1) 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- (2) 日時 平成12年8月7日 午後2時

2 投票を行わないこととなったとき

- (1) 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- (2) 日時 平成12年8月3日 午後1時30分

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示第1号

平成12年8月3日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙において、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成12年7月25日

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 船 本 幸 作

- 1 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日時 平成12年7月31日 午後5時10分